

# 学校いじめ防止基本方針

古座川町立古座中学校

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

### (1)基本理念

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める必要がある。

### (2)いじめの定義 【法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの認知については、次の項目に留意する。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

### (3)いじめの理解

#### ①いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、一見仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）でのやりとりの中でつくりだされている関係についても留意する。

#### ②いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認

知する。また、「1回だけ」のもの、いじめの「兆候」、「芽」もいじめととらえる。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

ア、暴力を伴うもの

- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

イ、暴力を伴わないもの

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

### ③いじめの解消の定義

ア、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間が目安）継続していること。

イ、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害者本人及びその保護者に、面談等により確認）

少なくともこの2つの要件が満たされていること。

## (4)学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等の対策の基本事項

### (1)基本施策

#### ① 学校におけるいじめの未然防止

ア、生徒の豊かな情操と道徳的实践力を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、道徳教育及び様々な体験活動等の充実を図る。

イ、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行う。

ウ、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取組として、道徳の時間・学級活動等を通して「いじめ防止キャンペーン」等を実施する。

#### ② いじめの早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を

高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

ア、いじめアンケートを6月、10月、2月に実施する。

- ・実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。
- ・学級担任等は、いじめアンケートの結果について直ちに管理職に報告する。
- ・日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日記等も活用する。

イ、教育相談体制の充実

- ・定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾ける。
- ・いじめ等の訴えがあった場合、生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

### ③ いじめの早期対応

いじめを認知した場合、次のア～エに留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

ア、安全確保

- ・いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

イ、事実確認

- ・いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

ウ、指導・支援・助言

- ・いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせる。
- ・再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援をする。
- ・いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ・対応したことを記録として残しておく。

エ、情報提供

- ・いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

### ④ いじめの防止等の対策に関する研修

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等について職員の資質向上を図る。

### ⑤ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の拡散性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止しかつ効果的に対処できるよう、必要な啓発活動として、外部講師による情報モラル学習を行う。

## (2)いじめ防止等に関する措置

### ① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長，教頭，教務主任，生徒指導担当，特別支援教育コーディネーター，養護教諭  
スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー

〈活動〉 アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

〈会議〉 月1回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急招集する。

## ② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と，いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び青少年センター並びに所轄警察署等と連携して対処する。

## (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合は，以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を，教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，次の2点を学校評価の項目に加え，適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。